

# 小口貨物の通関・関税制度 (韓国)

2025年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

ソウル事務所

## 目次

I.	通関手続 .....	6
1.	通関手続の概要 .....	6
2.	簡易通関・輸入申告制度.....	7
3.	簡易税率 .....	7
4.	減免税制度 .....	8
(1)	関税法上の減免税制度 .....	8
(2)	小口貨物関連の減免対象 .....	10
(3)	関税減免の申請手続 .....	11
(4)	条件付減免税の事後管理制度.....	11
II.	関税法上の簡易通関制度.....	12
1.	郵便物の通関 .....	12
(1)	郵便物の輸入通関制度.....	12
(2)	郵便物の輸入申告方法.....	12
(3)	郵便物の免税制度 .....	13
2.	国際宅配便（託送品）の通関.....	13
(1)	国際宅配便（託送品）の輸入概要.....	14

(2) 国際宅配便（託送品）の通関方法 .....	14
3. 海外からの引っ越し荷物.....	15
(1) 引っ越し荷物の定義 .....	15
(2) 引っ越し荷物の搬入期間.....	16
(3) 引越者の基準 .....	16
(4) 課税および免税対象の引っ越し荷物.....	17
(5) 引っ越し荷物の通関手続図.....	18
4. 旅行者携帯品の通関 .....	19
(1) 旅行者携帯品の通関概要.....	19
(2) 関税の免除範囲 .....	19
5. 海外直接購入（電子商取引）時の通関手続.....	20
(1) 概念 .....	20
(2) 取引類型 .....	20
(3) 輸入通関の方法 .....	20
(4) 個人通関固有符号（Personal Customs Clearance Code） .....	21
(5) 海外直接購入時におけるFTA協定税率の適用.....	21
(6) 海外直接購入品に対する関税の還付 .....	22
(7) 海外直接購入（電子商取引）の最新の動向.....	24

6.	その他、携帯品の通関に関する制度.....	24
(1)	携帯品遠隔地通関制度.....	24
(2)	ATAカルネ制度 .....	24
III.	少量の通関に関して日本の輸出者が留意すべきこと .....	25
1.	少量であっても取扱うことができない輸入禁止品目.....	25
2.	合算課税制度 .....	26
3.	少額物品の自己使用認定基準.....	27
4.	虚偽申告、滞納者に対する税金の徴収・処罰基準.....	27
5.	輸入通関後の流通履歴管理.....	28
6.	出国・入国時の外国為替申告.....	28
(1)	出国時の外国為替申告 .....	28
(2)	入国時の外国為替申告 .....	28
7.	携帯品の搬出申告 .....	28
IV.	各記載内容の根拠法 .....	30

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制などは日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

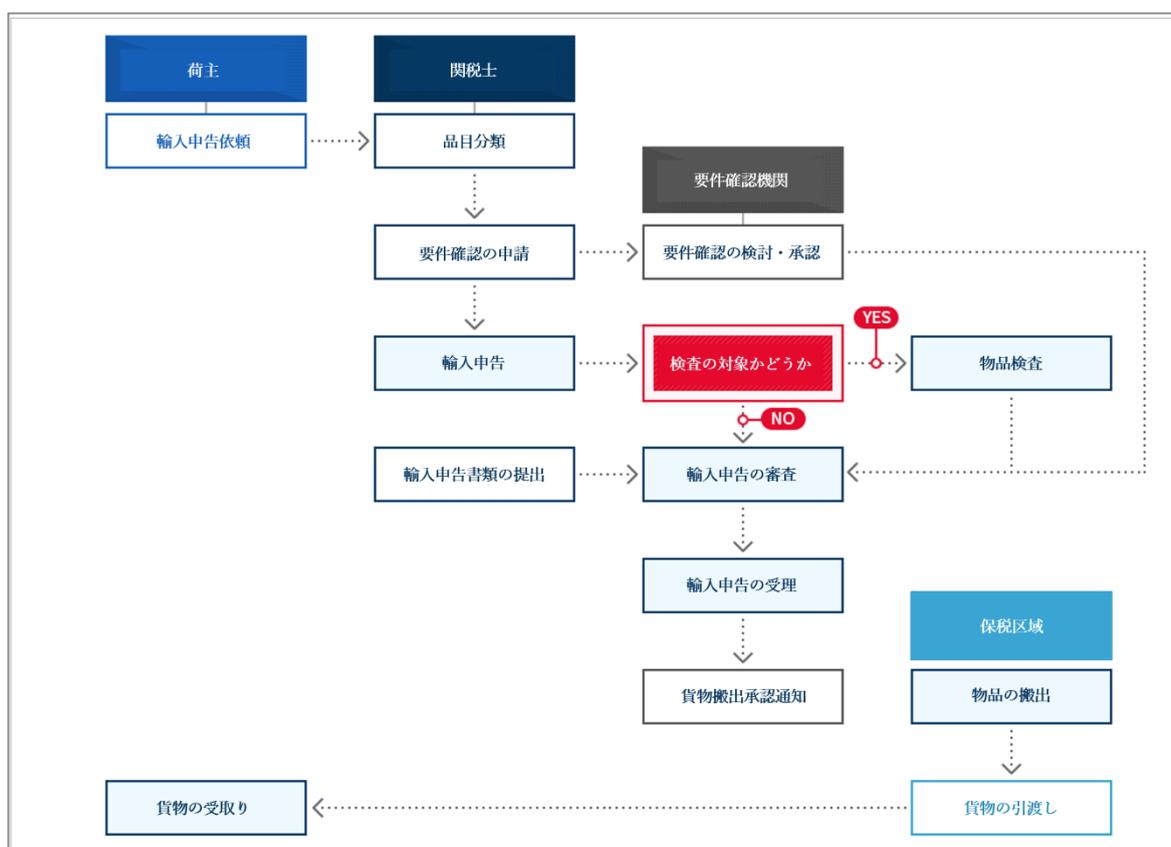
## I. 通関手続

### 1. 通関手続の概要

通関とは、輸入しようとする物品を積載した船舶または航空機が、(1)出港前、(2)入港前、(3)入港後保税区域に到着する前、または(4)保税区域に入庫後のいずれかのうち、税関長に対し輸入申告し、関税法およびその他法令による審査後、輸入申告済証 (Certificate of Import Declaration) <sup>1</sup>の交付を受けて、輸入物品を搬出する一連の手続である。

韓国における通関のフローは、以下の通りである。

図表 1. 輸入通関手続フロー



【出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政」参照】

<sup>1</sup> 法令に基づき税関長に対して行った輸入申告手続が完了したことを証明する書類（出所：[韓国関税庁HP-関税用語辞典-輸入申告済証](#)）であり、日本の輸入許可通知書に類する書類

## 2. 簡易通関・輸入申告制度

簡易通関・輸入申告制度は、正式な輸入申告手続と異なり、文字通り簡易な通関手続や輸入申告と、簡易税率を適用する制度である。輸入申告が省略できる、または添付書類の提出が不要で、輸入申告書に申告事項を記載して提出することで輸入通関ができる。同制度は、主に旅行者の携帯品または別送品、郵便物、国際宅配便（託送品）、少額物品などに限って適用される。高価な物品や商業用の物品は対象外である。

図表 2. 簡易通関の適用対象

旅行者の携帯品	- 旅行者が個人用品や贈り物を携帯して搬入した場合
旅行者の別送品	- 旅行者の個人用品を貨物として託送して搬入した場合
郵便物	- 海外の家族や友人から郵送された贈り物 - 韓国内居住者が代金を送って自己使用のために購入し搬入した郵便物（この場合においても、一般輸入制限事項に該当する場合、またはUS \$ 1,000を超える場合は、正式な輸入申告手続を行う必要がある）
国際宅配便（託送品）	- 海外の家族や友人または関係会社から寄贈された贈り物、サンプル、瑕疵補修用物品など - 韓国内居住者が個人使用の目的でインターネットなどの通信手段により代金を支払い購入して搬入した貨物

【出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政」参照】

## 3. 簡易税率

簡易税率は、旅行者の携帯品、郵便物、国際宅配便（託送品）などのうち、「関税法」第81条および「関税法施行令」第96条に定める物品について、関税、臨時輸入付加税、内国税など、輸入時に課されるすべての租税をそれぞれ個別に計算して徴収するのではなく、これらを統合した単一税率により徴収することとした税率である。

民間人に少量で託送されてくる物品は、輸入件数が多く、輸入形態が多様であり、迅速な通関処理が必要であることから、簡易通関および簡易税率を適用することとしている。

図表 3. 簡易税率の適用対象および簡易税率<sup>2</sup>

区分	品名	適用税率
簡易税率の適用対象	簡易税率の適用対象となるのは、旅行者または乗務員の携帯品、郵便物、国際宅配便（託送品）、別送品のうち、以下に該当する物品である。	
	以下のうち、個別消費税が課される物品	
	- 投げ銭機（スロットマシンなど）、娯楽用の射幸器具、その他の娯楽用品	- 47%
	- 宝石、真珠、べっ甲、珊瑚、琥珀、象牙、またはこれらを使用した製品、貴金属製品	- 480万8千ウォンを超える額の45% + 72万1千ウォン
	- 高級時計、高級バッグ	- 192万3千ウォンを超える額の45% + 28万8,450ウォン
簡易税率の適用対象外	以下のうち、基本関税率が10%以上のものであって、個別消費税が課されないもの	
	- 毛皮衣類、毛皮衣類の付属品、その他の毛皮製品	- 19%
	- 革製、またはコンポジションレザー製の衣類およびその付属品、紡織用繊維および紡織用繊維製品、履物類	- 18%
	- 鹿茸（鹿の角）	- 21%
	- 上記に該当しないもの	- 15%
簡易税率の適用対象外	- 関税率が無税のものや、関税が減免されるもの	
	- 輸出用原材料	
	- 犯則行為に関連するもの	
	- 従量税が適用されるもの	
	- 商業用とみなされる数量のもの、高価品、当該ものの輸入が韓国産業を阻害するおそれがあるもののうち、関税庁長 <sup>3</sup> が定めるもの	
	- 荷主が輸入申告時に簡易税率が適用されないよう要請した場合	

#### 4. 減免税制度

##### (1) 関税法上の減免税制度

<sup>2</sup> 関税法第81条・同法施行令第96条

<sup>3</sup> 関税庁（Korea Customs Service）の長は、日本の関税局長に相当

関税減免とは、特定のものが特定の状況下で特定の目的のために輸入される場合に、通常の関税率や通常の納税義務にかかわらず、輸入関税を負担することなく、内需用として通関することをいう。

関税減免制度は、条件付減免税と無条件減免税に区分され、減免税の手続きは、原則として、関税減免を受けて通関した後も一定期間、特定の用途以外に使用しないという条件を付して減免税の恩恵を与えるものである。これを条件付減免税といい、このような条件が付されないものを無条件減免税という。

関税法上の減免税制度のうち、少額物品などの免税（関税法第94条）および旅行者の携帯品、引越し荷物などの免税（関税法第96条）が小口貨物の通関制度に関連するものである。

図表 4. 関税法上の減免税制度

区分	内容
条件付減免税	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外交官用物品などの免税物品のうち、自動車、船舶、ピアノ、電子オルガン、パイプオルガンおよび猟銃（関税法第88条）</li> <li>- 税率不均衡物品<sup>4</sup>の減免税（関税法第89条）</li> <li>- 学術研究用品の減免税（関税法第90条）</li> <li>- 宗教用品・慈善用品・障害者用品などの免税（関税法第91条）</li> <li>- 特定物品の免税（関税法第93条）</li> <li>- 環境汚染防止物品などの減免税（関税法第95条）</li> <li>- 再輸出免税（関税法第97条）</li> <li>- 再輸出減免税（関税法第98条）</li> <li>- 他の法令などによる減免税（関税法第109条）</li> </ul>
無条件減免税	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 外交官用物品などの免税物品のうち、自動車、船舶、ピアノ、電子オルガン、パイプオルガンおよび猟銃以外の物品（関税法第88条）</li> <li>- 政府用品などの免税（関税法第92条）</li> <li>- 少額物品などの免税（関税法第94条）</li> <li>- 旅行者の携帯品・引越し荷物などの免税（関税法第96条）</li> <li>- 再輸入免税（関税法第99条）</li> </ul>

<sup>4</sup> 一般的に関税率は原材料については低く、完成品については高く設定されるが、一部の品目では原材料の関税率の方が高い場合があり、これに該当する品目を税率不均衡物品（Duty Disproportion Goods）という。（出所：[韓国関税庁ホームページ「関税用語辞典」](#)）

- 損傷減税（関税法第100条）
- 海外委託加工品などの減税（関税法第101条）

## (2) 小口貨物関連の減免対象

図表5. 小口貨物関連の減免対象

減免税制度	減免対象
少額物品などの免税 （関税法第94条・ 同法施行規則第45条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 韓国居住者に授与された勲章・記章、またはこれに準ずる表彰状および賞牌</li> <li>- 記録文書、その他の書類</li> <li>- 商業用サンプルまたは広告用品</li> <li>- 韓国居住者が受け取るUS \$ 150以下の自己使用の物品</li> <li>- 博覧会その他これに準ずる行事に参加する者が会場内で観覧者に無償で提供するために輸入する物品であって、1人当たりUS \$ 5相当額以下のもの</li> </ul>
旅行者の携帯品・引越し 荷物などの免税 （関税法第96条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 旅行者の携帯品または別送品であって、旅行者の入国理由、滞在期間、職業、その他の事情を考慮して税関長が相当と認める物品</li> <li>- 韓国に居住移転するために入国する者が、入国の際に輸入する引越し荷物であって、居住移転の理由、滞在期間、職業、家族数、その他の事情を考慮して税関長が相当と認める物品</li> <li>- 国際貿易船舶（航空機）の乗務員が携帯して輸入する物品であって、航行日数、滞在期間、その他の事情を考慮して税関長が相当と認める物品</li> </ul>
再輸出免税 （関税法第97条・ 同法施行規則第50条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 韓国に一時入国する者が、本人が使用して再輸出する目的で身体に直接着用または携帯して持ち込み、または別途持ち込む物品</li> <li>- 韓国に一時入国する者が、本人が使用して再輸出する目的で直接携帯して持ち込み、または別途搬入する職業用品および関連法令により支社または支局の設置登録をした者が取材用として搬入する放送用の録画されていないビデオテープ</li> <li>- 国際海運に従事する外国船舶の乗組員の厚生のために搬入する物品およびその乗組員が宿泊期間中、その宿泊施設において使用するために船舶から荷揚げされた物品</li> <li>- 博覧会、展示会、共進会、品評会、その他これらに準ずる行事に出品または使用するために、その主催者または行事に参加する者が輸入する物品のうち、当該行事の性質、規模などを考慮して税関長が相当と認める</li> </ul>

	物品
	再輸出免税を受けようとする物品は、輸入申告受理日 <sup>5</sup> から1年の範囲内で税関長が定める期間内に輸出しなければならない、1年を超えてから輸出しなければならないやむを得ない事由がある場合においても、税関長が定める期間内に再輸出しなければならない。

### (3) 関税減免の申請手続

関税減免を受けようとする者は、該当物品の輸入申告が受理される前に減免申請書を税関長に提出しなければならない。

ただし、次の例外事由がある場合には、その期限までに減免申請書を提出することができる。

- 「関税法」第39条第2項に基づき賦課の告知を行い関税を徴収する場合：納付告知書を受け取った日から5日以内
- 輸入申告が受理される前に減免申請書を提出できなかった場合：輸入申告受理日から15日以内（該当物品が保税地域から搬出されていない場合に限る）

### (4) 条件付減免税の事後管理制度

#### ● 事後管理<sup>6</sup>

再輸出減免税のような条件付減免を受けた場合には、輸入申告受理日から3年の範囲内で関税庁長が定める期間中は、減免を受けた用途以外の使用や他人への譲渡（賃貸を含む）を行うことができない。ただし、あらかじめ税関長の承認を受けた物品の場合は例外となる。

減免を受けた物品を減免を受けた用途以外の用途に使用したり、減免を受けた用途以外の用途に使用しようとする者に譲渡した場合には、その用途以外の他の用途に使用した者またはその譲渡人（賃貸人を含む）から減免された関税を直ちに徴収し、譲渡人から当該関税を徴収することができないときは、譲受人（賃借人）から減免された関税を徴収することになる。ただし、減免を受けた物品が、災害や、やむを得ない事由によって滅失した場合、または事前に税関長の承認を受けて当該物品を廃棄した場合などは、減免を受けることができる。

#### ● 関税減免物品の用途外使用<sup>7</sup>

法令、条約、協定などにより関税の減免を受けた物品について、減免を受けた用途以外の用途に使用する場合、またはその用途で使用するために譲り受ける場合において、当該物品を輸入する際に法令、条約、協定などにより関税の減免を受けることができる場合には、徴収すべき関税を減免することができる。

上記の規定により関税の減免を受けた場合、その事後管理期間は、最初の輸入申告受理日を基準として計算される。

<sup>5</sup> 輸入が許可された日を意味する。以下同じ。

<sup>6</sup> 関税法第102条

<sup>7</sup> 関税法第103条

## II. 関税法上の簡易通関制度

### 1. 郵便物の通関

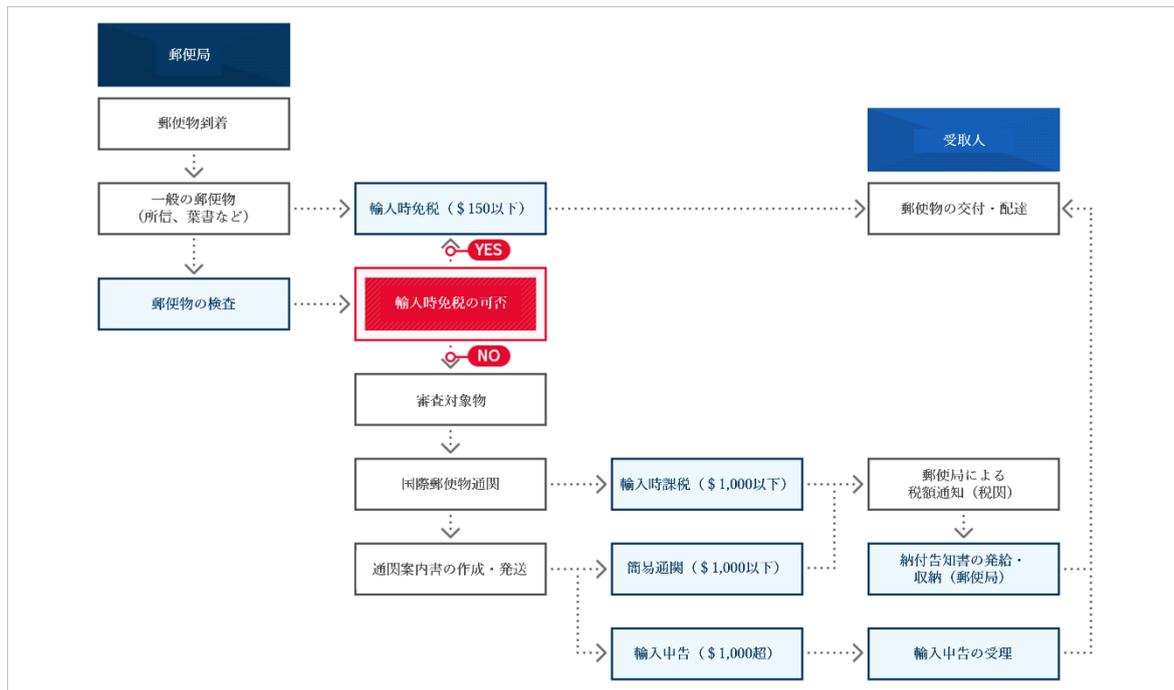
#### (1) 郵便物の輸入通関制度

郵便物とは、郵便物または小包であつて、郵便事業者により運送されたり、郵便事業者のために運送されるものをいう。郵便物についても、一般の輸出入物品と同様に「関税法」による通関手続を経る必要があるが、郵便物は、通常、その大きさが一定の規模以下に制限されているという特徴を持つ。そのため、少額物品免税の適用対象となる場合が多く、また価格にかかわらず、無税扱いとなる場合も多い。

したがって、郵便物の特徴を考慮し、「関税法」<sup>8</sup>では、郵便物を簡易通関の対象に指定し、輸出入の申告を省略させたり、関税庁長が定める簡易な方法で申告させることができるようにしている。

#### (2) 郵便物の輸入申告方法

図表6. 郵便物の輸入通関手続フロー



【出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政-郵便物通関」参照】

- 一般輸入申告<sup>910</sup>

<sup>8</sup> 関税法第241条第2項第2号

<sup>9</sup> 関税法施行令第261条

<sup>10</sup> 国際郵便物の輸入通関事務処理に関する告示

以下の物品については、一般輸入申告の対象として関税士（Customs Broker）<sup>11</sup>を通じて輸入申告を行わなければならないが、輸入制限品目に該当する場合は、各品目の関係法令に定める推薦、許可、承認などの証明書類を添付する必要がある。

- 
- 法令により輸出入が制限または禁止されている物品
  - 「関税法」第226条により税関長の確認を要する物品
  - 販売を目的として搬入する物品
  - 物品価格がUS \$ 1,000を超える物品
  - 課税価格が500万ウォン相当額を超える贈り物
  - 受取人が一般輸入申告を申請した物品
  - 受取人が簡易通関申請書を期限内に提出しなかった郵便物
  - 税関長が簡易税率を適用して賦課告知したが、受取人が簡易税率の適用を受けない旨の要請をした郵便物
- 

- 簡易輸入申告

- 一般輸入申告対象でない物品は、簡易輸入申告の対象となり、受取人が税関に輸入申告を行わなくとも、郵便物に添付された税関申告書の物品明細により課税・免税の可否が決定される。
- 免税・課税の対象は、物品の価格、数量、搬入理由などを考慮して決定され、免税または課税額が確定した郵便物は、郵便局から受取人の住所地まで配達され、受取人は、税金を納付した後に郵便物を受け取ることができる。

### (3) 郵便物の免税制度

郵便物については、別途免税制度は設けられていないが、「関税法」に定める少額物品免税制度<sup>12</sup>により、物品価格がUS \$ 150以下の物品であって、自己使用物品と認められるもの、またはサンプルと認められる物品などについては、関税が免除される。

## 2. 国際宅配便（託送品）の通関

国際宅配便（託送品）とは、「関税法」に基づき税関に登録されている国際宅配業者が韓国に搬入する物品をいい、関税庁長は、国際宅配便（託送品）の輸入通関について別途告示を制定している。

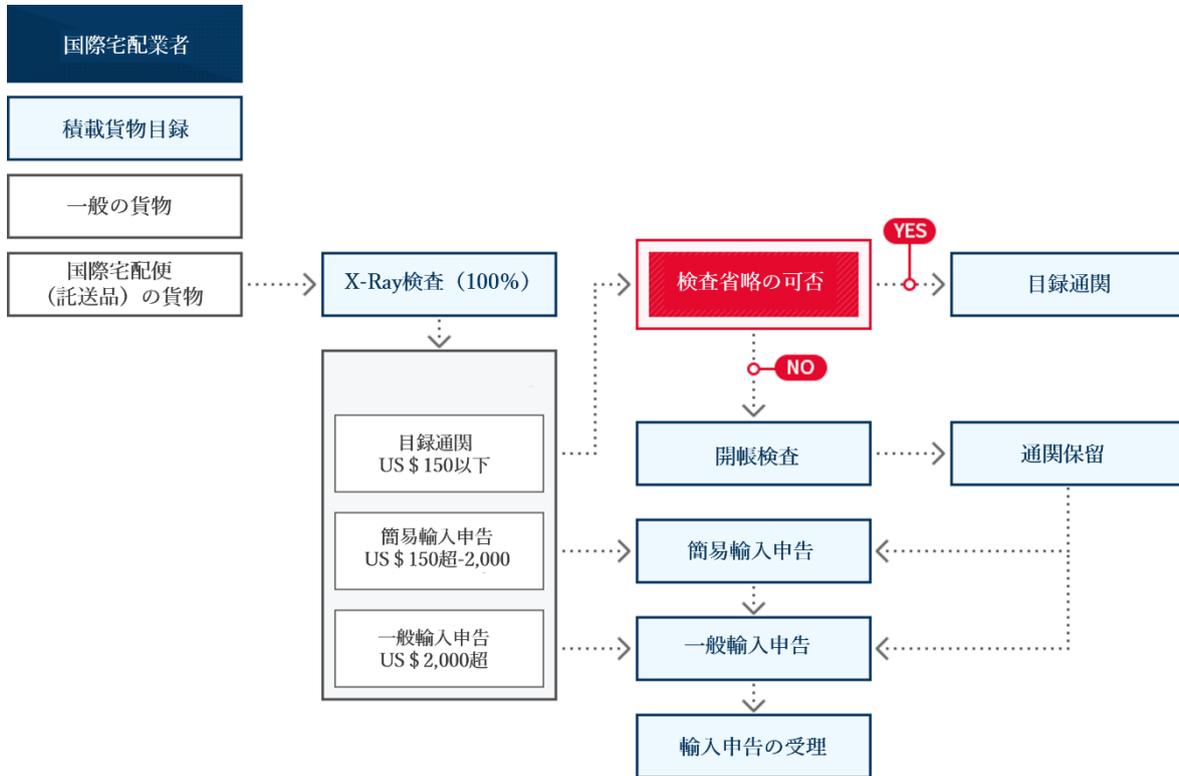
---

<sup>11</sup> 関税士は「関税法」に基づく国家資格であり、輸出入通関業務などを行うことができ、日本の通関士と共通する面もあるが、開業することができるなど、その業務領域は異なる。

<sup>12</sup> 関税法第94条・同法施行規則第45条

## (1) 国際宅配便（託送品）の輸入概要

図表7 国際宅配便（託送品）の通関フロー



【出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政-国際宅配便（託送品）の通関」参照】

## (2) 国際宅配便（託送品）の通関方法<sup>13</sup>

### ● 目録通関

目録通関とは、荷送人・荷受人の氏名、電話番号、住所、物品名、価格、重量、電子商取引サイトのURLなどが記載された通関目録の提出のみを行い、輸入申告を行うことなく通関が可能な通関制度である。個人の国際宅配便（託送品）については、他人の名義盗用などを防ぐため、荷受人の正確な個人通関固有符号（Personal Customs Clearance Code）の提出が必要である。

個人が使用するものや、企業が使用するサンプルのうち、US\$150以下（米国についてはUS\$200）のもので、下表の対象外となる物品に該当しない場合は、目録通関が可能である。

---

目録通関の対象外となる物品

- 医薬品

---

<sup>13</sup> 「国際宅配便（託送品）の輸入通関事務処理に関する告示」第8条および関税庁ホームページ「関税行政」の案内参照

- 
- 漢方材
  - 野生動物関連の製品
  - 農林畜水産物など検疫対象のもの
  - 健康機能食品
  - 知的財産権違反が疑われるもの
  - 食品類・酒類・たばこ類
  - 化粧品（機能性化粧品、プラセンタ化粧品、ステロイド配合化粧品、成分不明などの有害化粧品に限る）
  - 積載貨物目録の訂正により船荷証券または航空貨物運送状の内容が追加提出されたもの
  - 通関目録に品名、規格、数量、価格、物品受取人の氏名、物品受取人の識別番号、取引コード、サプライチェーン情報、物品受取人の住所・電話番号などが正確に記載されていないもの
  - 「電波法施行令」第77条の2第1項に定める放送通信機器などであって、同法施行令別表第6の2第1号リの項目に該当するもの
  - その他、法令により通関が制限されるものなど、目録通関が適当でないと税関長が認めるもの
- 

- 簡易輸入申告

US\$150（米国はUS\$200）超US\$2,000以下の物品は簡易輸入申告を行うことができる。

税関長は、品名、価格などの申告内容が正確であると判断された場合、別途検査を行うことなく通関を許可する。ただし、輸入が制限される品目など一部の品目については、簡易輸入申告を行うことができず、一般の輸入手続に従って輸入申告しなければならない。

- 一般輸入申告

US\$2,000を超えるものや、目録通関または簡易輸入申告の対象外となるものについては、一般輸入申告を行う必要がある。

### 3. 海外からの引っ越し荷物

#### (1) 引っ越し荷物の定義

韓国における長期滞在を目的として入国する外国人の引っ越し荷物については、関税が免除される（関税法第96条・同法施行規則第48条の2）。免税対象となる引っ越し荷物とは、外国人または在外永住権者<sup>14</sup>が韓国に居を構え、1年（家族同伴の場合は6カ月）以上居住しようとする者が韓国に搬入する次に掲げるものをいう。

---

<sup>14</sup> 永住権を保有して海外に滞在している韓国人をいう。

- 当該物品の性質、数量、用途などからみて通常家庭用と認められるものであって、韓国に入国する前に3カ月以上使用しており、入国後も引き続き使用すると認められるもの
- 韓国に常駐して取材するために入国する外国国籍の記者が初回入国時に持ち込む取材用品であって、文化体育観光部長官が取材用であることを確認するもの
- 韓国から輸出されたもの（組み立てられていないものであって、「関税法」の別表（関税率表）に定める完成品に該当する品目番号に分類されて輸出されたものを含む）が搬入された場合であって、関税庁長が定める使用基準に適合するもの
- 外国に居住していた韓国国民が別の外国に住居を移転する際に韓国に持ち込む（送付を含む）もので、通常家庭用として3カ月以上使用していたものと認められるもの
- 死亡または疾病など関税庁長が定める事由が発生して搬入する引越し荷物（居住期間に関係なく関税免除）

## (2) 引越し荷物の搬入期間

また、引越してから時間が経過した貨物を引越し荷物として免税を受けることを防ぐため、引越し荷物の搬入期限が定められている。

- 原則：移住者が入国した日から6カ月以内に韓国に到着すること（到着日とは、当該引越し荷物を積載した船舶または飛行機が到着した日をいう）。
- 例外：次の場合には、それぞれの場合において定める日から6カ月以内に韓国に到着すること。
  - ① 入国後に外国の永住権を放棄した者：外国の永住権を放棄した日
  - ② 帰化者：外国国籍を抹消した日または韓国国籍を取得した日
  - ③ 国籍再取得者：韓国国籍を再取得した日または外国国籍を離脱した日
- 天災地変、その他やむを得ない事由が認められる場合には、引越者が入国した日から6カ月を過ぎても搬入することができる。

## (3) 引越者の基準<sup>15</sup>

	引越者（1年以上）	短期滞在者（3カ月～1年未満）
大韓民国国民	外国に居を構え1年以上居住した者 家族同伴者の場合は6カ月以上居住した者	外国に居を構えて3カ月以上1年未満居住した者 家族同伴者の場合は3カ月以上6カ月未満居住した者

<sup>15</sup> 関税法施行規則第48条の2第1項、引越し荷物の輸入通関事務処理に関する告示第2条、および韓国関税庁ホームページ「関税行政」の案内参照

外国人・在外永住権者	韓国に居を構え1年以上居住しようとする者 家族同伴者の場合は6か月以上居住しようとする者	韓国に居を構えて3か月以上1年未満滞在しようとする者 家族同伴者の場合は3か月以上6か月未満滞在しようとする者
------------	---	--

#### (4) 課税および免税対象の引越し荷物

- 3か月以上使用した引越し荷物のうち、課税対象物品に該当しないものは、原則として関税が免除される。
- 課税対象物品

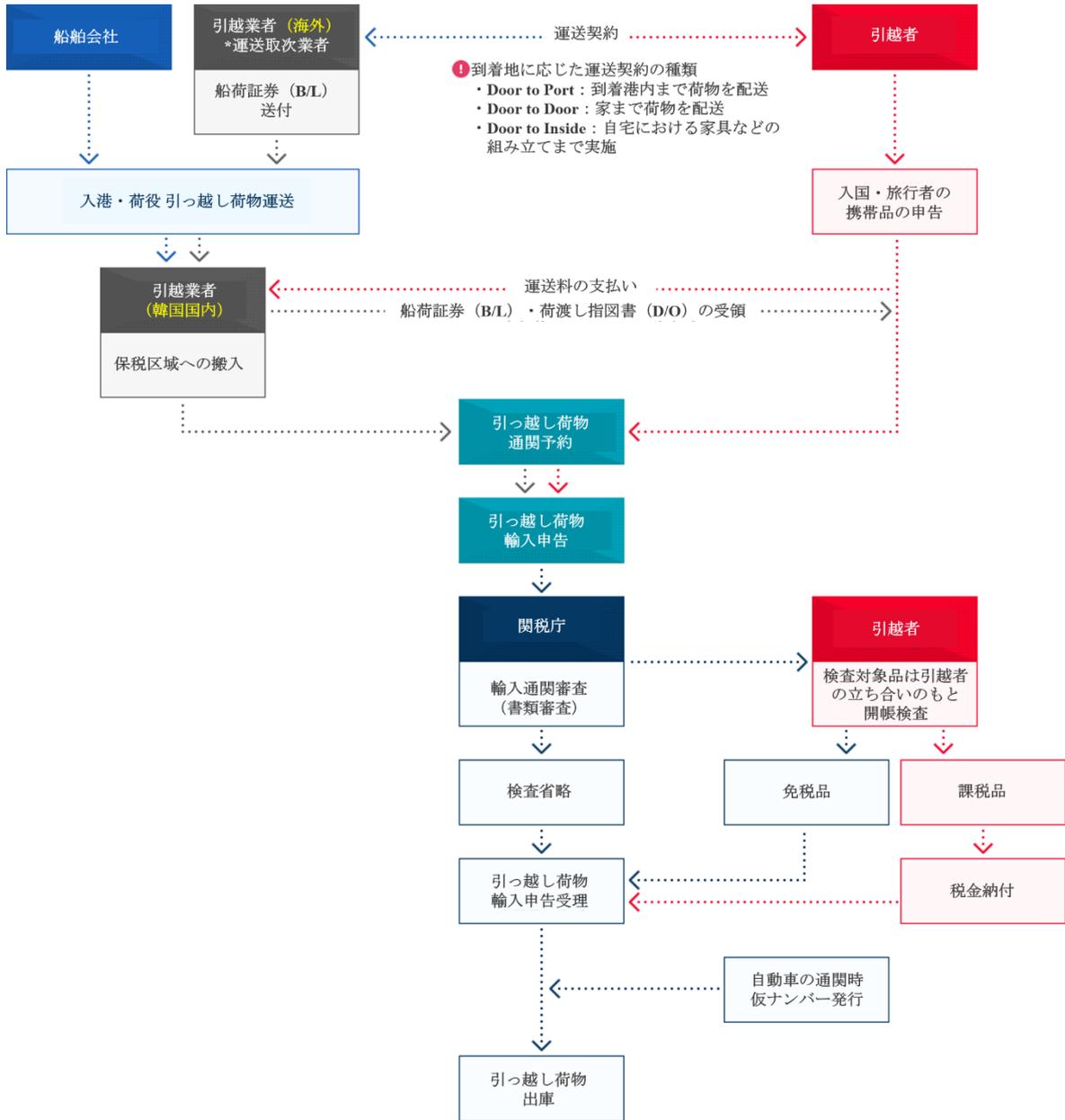
- 
- 船舶・航空機・自動車（二輪自動車を含む）
  - 宝石、真珠、べっ甲、珊瑚、琥珀、象牙、またはこれらを使用した製品で、1個当たり500万円以上のもの
  - 新品または韓国に入国する前に3か月未満使用したもの
  - 引越し荷物として認められる数量を超えるもの（引越し荷物として認められないもの）
- ※ただし、韓国から搬出された後、再び搬入されることが輸出申告済証などの書類により確認できるものは、免税となる。
- 

- 引越し荷物として認められないもの

- 
- 他人の依頼を受けて搬入するもの
  - 個人用または家庭用に適さないもの
  - 物品の種類・数量からみて販売の用に供すると認められるもの
  - 家族の人数に比べて過剰に搬入されるもの
  - その他、税関長が引越し荷物として認められないと判断したもの
-

(5) 引っ越し荷物の通関手続図<sup>16</sup>

図表8 引っ越し荷物の通関フロー



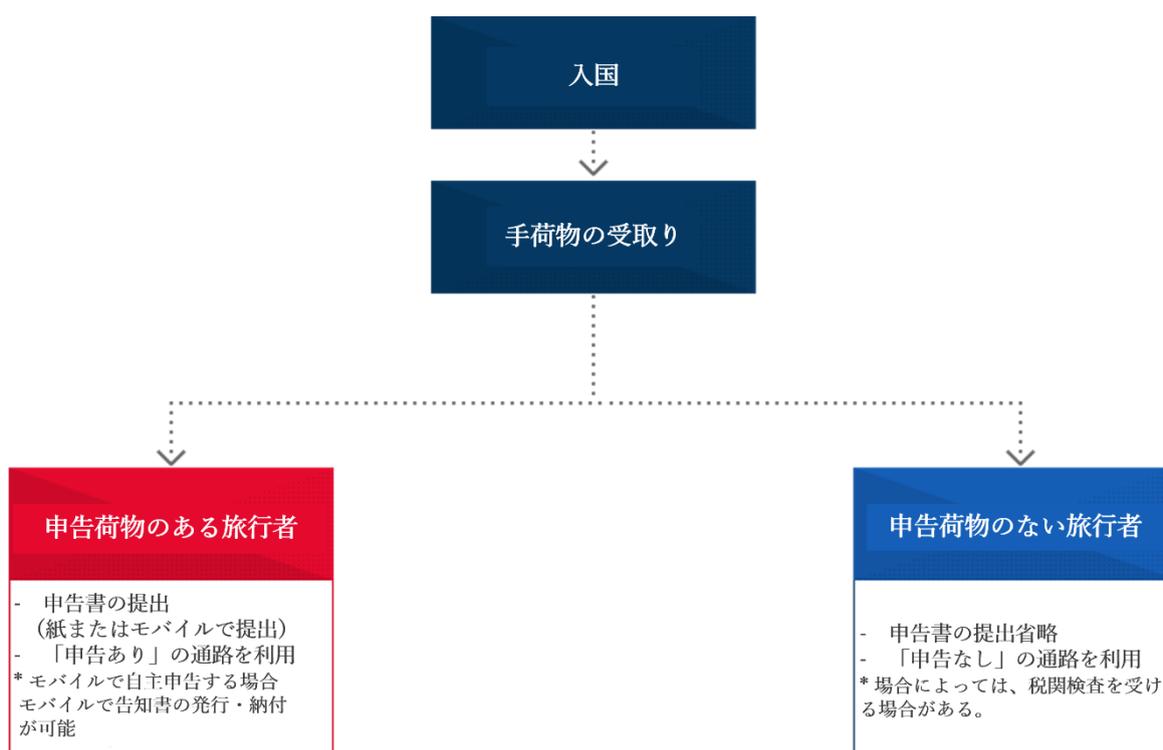
<sup>16</sup> 韓国関税庁ホームページ「関税行政」の案内参照

#### 4. 旅行者携帯品の通関

##### (1) 旅行者携帯品の通関概要

旅行者の携帯品は、携帯による持ち込みも別送品もすべて「関税法」第241条第2項第1号に基づく簡易通関の対象となる。旅行者の携帯品のうち、旅行者の入国理由、滞在期間、職業、その他の事情を考慮して税関長が相当と認めるものについては関税が免除されるが、「関税法施行令」第96条に定める一部のものについては、簡易税率が適用される。

図表9 旅行者携帯品の通関フロー



【出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政」参照】

##### (2) 関税の免除範囲

- 免税範囲とは関係なく関税が免除されるもの
  - 韓国から持ち出された身の回り品および身辺用装飾品
- 免税の上限までは関税が免除されるもの
  - 以下のものについては、免税の上限までは免税され、上限を超えるものに課税する場合には、そのものの価格を課税価格とする。

図表10. 旅行者携帯品の免税の上限

区分	免税の上限
----	-------

酒		容量2リットル(L)以下 価格US\$400以下
たばこ	紙巻たばこ	200本
	葉巻たばこ	50本
	加熱式たばこ	200本
	ニコチン入りリキッド 電子たばこ	20ミリリットル(ml)
	その他の形態の電子たばこ	110グラム
	その他のたばこ	250グラム
香水		100ミリリットル (ml)

- 税関長が搬出を確認した物品であって、再搬入されるもの
- 一時入国する者が、本人が使用して再輸出する目的で直接携帯して持ち込んだり、別途輸入する身の回り品、身辺用装飾品または職業用具であって、税関長が再輸出の条件付きで一時的搬入を許可した場合
- 非居住者（ただし、「旅行者および乗務員の携帯品通関に関する告示」第2条第12号に定める要留意旅行者<sup>17</sup>を除く）が現在使用中のもので、直接携帯して輸入するスチール写真・活動写真用カメラ、スライドまたはフィルムプロジェクターおよびその付属品、望遠鏡、携帯用テーブ録音機・CDプレイヤー、携帯用ラジオ受信機、携帯電話、携帯用テレビ受像機、携帯用タイプライター、携帯用パソコンおよびその付属品、携帯用電子計算機、ベビーカー、身体障害者用車椅子

## 5. 海外直接購入（電子商取引）時の通関手続<sup>18</sup>

### (1) 概念

「海外直接購入」とは、「電子取引基本法」第2条第5号に基づく電子取引の方法により行われる取引行為で、一般的な電子商取引は、越境ECサイトなどにおいて注文し、宅配により受け取る形で行われる。配送の迅速性や荷物追跡の利便性から、主に国際宅配便や国際郵便（EMS）が利用される。

### (2) 取引類型

- 直接配送：越境ECサイトにおいて消費者が直接注文・決済を行い、海外から直接配送してもらい、商品を受け取る方式
- 配送代行：越境ECサイトにおいて消費者が直接注文・決済および配送代行地の入力を行い、配送代行業者が現地の物流倉庫で注文商品を代わりに受け取り、配送代行サービスにより商品を配送する方式
- 購入代行：代行業者に商品価格、物流費、手数料などを支払い、購入から配送までの全手続を委任する方式

### (3) 輸入通関の方法

<sup>17</sup> 密輸や麻薬などの犯罪に関与していたり、適切な税関通関手続を行っていない者などをいう。

<sup>18</sup> 韓国関税庁ホームページ「関税行政」参照

- 国際宅配業者が運送・搬入した場合、国際宅配便（託送品）の通関手続による。
- 郵便局を通じて搬入された場合、郵便の通関手続による。
- 一般の運送業者が運送・搬入した場合、一般の輸入通関手続による。

#### (4) 個人通関固有符号 (Personal Customs Clearance Code)

- 概要

個人通関固有符号とは、個人を識別するために関税庁が運営するインターネット上の個人通関固有符号発給システムにより付与される識別コードを指す。2014年8月から関連法<sup>19</sup>に基づき、法令に根拠がない場合、住民登録番号の収集が禁止され、海外直接購入関連の販売業者や運送業者などは、住民登録番号を収集することができない。そのため、通関代行業者は、受取人に代わり海外直接購入品の輸入申告を行うために個人通関固有符号を使用する。

- 通関時における個人通関固有符号の使用

また、2020年12月1日から、国際宅配便（託送品）の目録通関時における個人通関固有符号の使用が義務化された。個人が受け取る電子商取引物品について、国際宅配便（託送品）の目録通関を行う場合、内国人と外国人のいずれの場合においても、個人通関固有符号を記載しなければならない。一般の輸入申告を行う場合、内国人は個人通関固有符号または住民登録番号を、外国人は個人通関固有符号または外国人登録番号（外国人登録番号がない場合はパスポート番号）を記載しなければならない。

郵便物のうち、簡易通関の対象となるもの（個人の自己使用目的／輸入要件の具備が不要／\$1,000以下）を輸入する場合には、個人通関固有符号がなくても、生年月日、パスポート番号などにより通関の手続を行うことができる。

- 個人通関固有符号の取得方法

関税庁の電子通関システム (<http://unipass.customs.go.kr>) において、会員登録を行うことなく共同認証書<sup>20</sup>または携帯電話による本人確認の手続を行って取得することができる。共同認証書や本人名義の携帯電話がないため電子通関システムにおいて個人通関固有符号を取得することができない場合は、最寄りの本庁である本部税関を直接訪問し、通関固有符号申請書を提出して取得することができる。訪問時には、身分証明書（外国人の場合はパスポート、外国人登録証など）の持参が必要である。

- 個人通関固有符号を紛失した場合の対応方法

個人通関固有符号は、関税庁の電子通関システムにおいて、共同認証書または携帯電話による本人確認の手続を経て確認することができ、システムエラーが生じた場合は、関税庁技術支援センター（1544-1285）に問い合わせることができる。

#### (5) 海外直接購入時におけるFTA協定税率の適用

FTA協定関税の適用を受けるには、各FTA別に定められている原産地決定基準に合致する原産地証明書を提出する必要があり、輸出国から韓国へ（積替えなしに）直接運送されるなど

---

<sup>19</sup> 個人情報保護法

<sup>20</sup> インターネット上のあらゆる電子取引において個人を証明する電子証明書を意味し、銀行などの韓国の金融機関で発行する認証書のほか、認証機関で発行する凡用認証書がある。

のFTA協定税率適用のための要件を満たす必要がある。FTA協定税率適用の申請は、輸入申告が受理される前、または輸入申告が受理された日から1年以内に行うことができる。

簡易通関が適用された郵便物の場合にも、事後に一般の輸入申告を行い、輸入申告が受理された日から1年以内に協定関税適用の申請を行うことができるが、既に物品が搬出されている場合には、FTAの適用を受けることができない。

物品の課税価格が各FTA協定で定める少額物品の基準額以下の物品（韓米FTA：US\$1,000、韓中FTA：US\$700、RCEP：US\$200など）であって、原産地証明書の提出が免除される場合には、物品の購入先（国・地域）および価格情報が記載された購入領収書などを提出する必要があり、購入領収書、製品の原産地表示などにより原産地が確認された後に協定税率が適用されることになる<sup>21</sup>。

図表11. 主要FTA協定別少額物品および原産地証明免除基準

FTA	基準額	関連条項
韓-米 FTA	US \$ 1,000以下	第6.16条（証明またはその他の情報の免除）
韓-カナダ FTA	US \$ 1,000以下	第4.3条（原産地証明書の免除）
韓-EU FTA	US \$ 1,000以下	第21条（原産地証明の免除）
韓-中 FTA	US \$ 700以下	第3.19条（原産地証明書提出義務の免除）
韓-ASEAN FTA	US \$ 200以下	第11条
韓-インド CEPA	制限なし (小包・旅行者携帯品)	第4.9条（原産地証明書の免除）
韓-ベトナム FTA	US \$ 600以下	第3.17条（原産地証明書の免除）
韓-英 FTA	US \$ 1,000以下	第21条（原産地証明の免除）
韓-シンガポール FTA	US \$ 1,000以下	第5.6条（原産地証明書の提出免除）

## (6) 海外直接購入品に対する関税の還付

<sup>21</sup> 自由貿易協定履行のための関税法の特例に関する法律第8条・同法施行令第4条第3項

海外直接購入品に対する関税の還付は、「関税法」に定める個人の自己使用物品が、輸入された時の状態（現状有姿）のまま輸出される場合に、納付された関税を還付する制度により行われる。

海外直接購入品に対する関税の還付を受けるためには、還付申請書に輸入申告済証および輸出申告済証を添付し、税関長（全国の税関に申請可能）に提出する必要がある。

なお、関税庁では、還付申請の際、一定の要件を満たす場合には、海外から直接購入した商品の返品による払い戻しを証明する書類を輸入申告済証に代えて提出することを認める指針を定め、輸出申告を行うことなく輸出する場合においても関税の還付を認める運用を行っている。

区分	輸出申告価格が200万ウォン超のもの	輸出申告価格が200万ウォン以下のもの
共通書類	1. 還付申請書 2. 輸入申告済証	
提出書類	3. 輸出申告済証	3. 物品の送り状 4. 販売者の返品確認書類 5. 払戻し領収書

- 個人の自己使用物品返品による還付の要件<sup>22</sup>

- 輸入申告が受理され、関税（内国税を含む）を納付
- 輸入物品が個人の自己使用物品に該当（輸入荷主の名義、輸入目的、物品の性質、数量などを総合的に考慮）
- 輸入した時の状態（現状有姿）のまま輸出
- 輸出価格200万ウォン超の物品は、輸入申告受理日から6カ月以内に正式な輸出通関手続きを行い、200万ウォン以下の物品については、輸入申告受理日から6カ月以内に輸出し、税関長の確認を要する。

- 国際貿易船舶（航空機）または保税売店で購入した物品の返品による還付の要件<sup>23</sup>

- 旅行者携帯品の通関時に課税対象物品の自主申告を行い、関税を納付していること。
- 国際貿易船舶（航空機）において購入した物品や、保税売店（免税店）において購入した物品の払い戻しであること。
- 携帯品課税通関内訳書、払い戻し金が振り込まれた預金通帳の写し、支払い領収書、返品および払い戻し領収確認書を提出すること。

<sup>22</sup> 関税法第106条の2、関税還付制度に関する運用指針

<sup>23</sup> 関税法第106条の2、関税還付制度に関する運用指針

## (7) 海外直接購入（電子商取引）の最新の動向

- KCマーク（国家統合認証マーク）<sup>24</sup>認証の義務化

韓国政府は、2024年5月にKC（国家統合認証マーク）認証を取得していない製品の海外直接購入を禁止すると発表した。海外直接購入が増加し、基準値以上の有害成分が検出された製品が何の規制もなく国内に搬入されるという問題が起きたことを受け、韓国政府は、幼児用品（34品目）や家電製品（34品目）について、KC認証を取得していないものについては海外直接購入を禁止し、加湿器除菌剤などの生活化学製品（12品目）については、届出・承認を義務付けると発表した。しかし、消費者から「政府が選択権を侵害している」との反発があったため、規制は間もなく撤回されたが、現在も韓国輸入協会を中心に越境ECサイトで販売される化粧品や、ベビー用品、キッズ用品などに対する安全性検査が実施されており、基準値に満たない製品については、販売が中止されるようにしている<sup>25</sup>。

## 6. その他、携帯品の通関に関する制度

### (1) 携帯品遠隔地通関制度<sup>26</sup>

本制度は、地方所在の企業や貿易業者が事業上、緊急を要するため、海外で直接購入し、携帯して搬入する物品のうち、入国の際に迅速に通関手続を行うことが困難なものについて、携帯品を希望の目的地まで保税の状態で運送し、目的地の税関において通関手続を行うことができる制度である。搬入者が遠隔地での通関を申請した会社用の物品であって、次に該当する場合には、特例として遠隔地で通関手続を行うことができる。

- 購入者または搬入者（荷主）が直接保税運送する緊急物品
- 搬入者（荷主）が所有する運送手段により直接保税運送する緊急物品
- 輸出品の製造・加工に必要な原材料であって、緊急通関を要する物品
- 輸出品の性能保証期間内にその輸出品の修理または検査のために緊急で搬入する物品
- 保税運送業者が緊急保税運送を要請する物品であって、提出資料などによりその事由が相当であると認められる物品
- その他、契約書などの資料により緊急に通関する必要があると税関長が認めた物品

### (2) ATAカルネ制度

- ATAカルネ（ATA Carnet）制度の概要

---

<sup>24</sup> 韓国の各行政機関が個別に付与していたマークを統合し、安全・保健・環境・品質など、認証が義務付けられている分野の認証マークを統一した「国家統合認証マーク」

<sup>25</sup> 「[海外直接購入における消費者安全の強化および企業競争力向上対策](#)」（国務調整室、報道資料、2024年5月16日）

<sup>26</sup> 旅行者および乗務員の携帯品通関に関する告示第28条～第34条

A.T.A.は、Admission Temporaire（フランス語）とTemporary Admission（英語）の複合語で、カルネ（Carnet）はフランス語で手帳（証書）という意味があり、物品の一時輸入のための通関手帳を意味する。ATAカルネは、ICC（International Chamber of Commerce、国際商業会議所）が国家間における一時輸入物品の円滑な受け渡し、および迅速かつ簡便な輸出入手続のために創設された制度であり、通関時に付加的な通関書類の作成や関税などの輸入諸税の納付を要さず、迅速かつ簡便な通関を可能にする役割を担っている。

- ATAカルネによる一時輸入対象の物品

「関税法」第97条（再輸出免税）第1項に該当する物品であって、「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）」第3条に定める条約に基づき輸入関税などが免除される物品のうち、保証団体において保証した物品であって、発行国の税関長の確認を得たものに限られる。

通常、商用サンプル、職業用具、展示会用の物品を海外で使用後、韓国に再び持ち込む物品（または同一の用途で韓国において使用後、輸入国に再び持ち帰る物品）に同制度を適用し、農産物、食料品、危険物、消耗品など腐敗するおそれがあるものや、使い捨て用品、輸入国が自国への輸入を禁止している物品については、同制度を適用することができない<sup>27</sup>。

また、生産、加工、修理、賃貸または販売・消費を目的とする物品は、ATAカルネを利用して輸入することができない。

- ATAカルネを利用した一時輸入物品の再輸出期間

ATAカルネを利用して一時輸入した物品の再輸出期間は、税関長が1年の範囲内において手帳の有効期間として定めている。再輸出期間を延長しようとする者は、最初の輸入地の税関長に必要書類を提出して承認を受けなければならないが、再輸出期間は最初の輸入申告受理日から2年を超えることができない。

- ATAカルネの課税価格決定方法

ATAカルネを利用して一時輸入する物品は、通常、代金の支払いなしに輸入される。無償で輸入される物品には取引価格が存在しないため、「関税法」第30条（第一方法）の規定は適用されない。したがって、「関税法」第31条（第二方法）から第35条（第六方法）までの規定に基づき課税価格が決定される。

- ATAカルネによる通関手続

ATAカルネによる輸入申告を行おうとする者は、申告書裏面の総括目録に物品の用途、航空便（船便）搬入数量、韓国内の連絡先などを記載し、B/Lおよび梱包明細書を添付して税関の輸入業務担当課に一時輸入申告を行わなければならない（「A.T.A.カルネによる一時輸出入通関に関する告示」第9条）。ただし、手荷物として携帯して持ち込む場合には、B/Lや梱包明細書などの書類の添付を省略することができる。

### III. 少量の通関に関して日本の輸出者が留意すべきこと

#### 1. 少量であっても取扱うことができない輸入禁止品目

以下の品目は、輸入が禁止されている（関税法第234条・第235条）。

---

<sup>27</sup> 韓国外交部ホームページ「ニュース・公示-公示事項『ATAカルネ利用詳細案内』」参照

図表12. 輸入禁止品目

区分	内容
輸出入の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法秩序の混乱を招いたり、公安、生活文化などを阻害するおそれがあると認められる書籍、刊行物、図書、映画、レコード、ビデオ、彫刻物、またはこれらに準ずるもの</li> </ul>
関税法第234条	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府機関の対外秘に関するもの、または諜報活動に供するもの</li> <li>貨幣、紙幣、銀行券、債券、その他有価証券などの偽造品、変造品または模造品</li> </ul>
知的財産権の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標権<sup>28</sup>、著作権および著作隣接権<sup>29</sup>、品種保護権<sup>30</sup>、地理的表示権<sup>31</sup>、特許権<sup>32</sup>、意匠権<sup>33</sup>を侵害するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>偽造または類似の商標を付して他の商標権を侵害するもの</li> <li>違法複製による著作権侵害</li> <li>同一または類似の品種名称を用いて品種保護権を侵害するもの</li> </ul> </li> </ul>
関税法第235条	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽造または類似の地理的表示を使用して地理的表示権を侵害するもの</li> <li>特許設定登録された発明を無断で使用して特許権を侵害するもの</li> <li>同一または類似のデザインを無断で使用して意匠権を侵害するもの</li> </ul>

## 2. 合算課税制度<sup>34</sup>

以下のいずれかに該当する場合において、各物品の物品価格を合算した額が自己使用の認定基準を超えるときは、関税免除の対象から除かれ、合算して課税される。

- 1件の船荷証券（B/L）または航空貨物運送状（AWB）により搬入された課税対象物品を免税の範囲内に分割して輸入通関する場合
- 同一の海外供給者から同日に購入した課税対象物品を免税の範囲内に分割して搬入し、輸入通関する場合

国際宅配便（託送品）として搬入された場合、US \$ 150を超える物品については、目録通関の対象から除かれるため、一般の輸入申告を行う必要があり、US \$ 1,000以下の郵便物については郵便物目録などにより課税処理を行い、US \$ 1,000を超える郵便物については一般の輸入申告を行わなければならない<sup>35</sup>。

<sup>28</sup> 商標法により登録されたもの

<sup>29</sup> 著作権法により登録されたもの

<sup>30</sup> 植物新品種保護法により設定登録されたもの

<sup>31</sup> 農水産物品質管理法に基づき登録・条約・協定などにより保護の対象として指定されたもの

<sup>32</sup> 特許法により設定登録されたもの

<sup>33</sup> デザイン保護法により設定登録されたもの

<sup>34</sup> 輸入通関の事務処理に関する告示第68条

<sup>35</sup> 輸入通関の事務処理に関する告示第69条

### 3. 少額物品の自己使用認定基準<sup>36</sup>

図表13. 少額物品の自己使用認定基準抜粋

区分	品名	自己使用認定基準 (免税通関範囲)	備考
農林畜 水産物	ごま油、ゴマ、蜂蜜、ワラビ、キノコ、ツルニンジン	各 5kg	○ 基準を超える場合は要件確認の対象となる。 （「植物防疫法」、「家畜伝染病予防法」、「水産動物疾病管理法」が適用されるものは、基準を越えない場合であっても必ず要件確認を受けなければならない）
	クルミ	5kg	
	松の実	1kg	
	牛肉、豚肉	各 10kg	
	ビーフジャーキー	5kg	
	水産物	各 5kg	
	その他	各 5kg	
漢方材	高麗人参（水参、白参、紅参など）	合計 300g	○ 鹿茸は検疫後 500g（基準内のものを含む）まで課税通関 ○ 免税の基準を超える場合は要件確認の対象となる。
	メシマコブ	300g	
	鹿茸	検疫後 150g	
	その他の漢方材	各 3kg	
誤用・濫用が懸念される医薬品			○ 韓国内の医師の処方箋に定められた数量のみ通関
健康機能食品		合計 6 瓶	○ 基準内の場合は要件確認を免除。ただし、次の物品は要件確認の対象とする。 - CITES 規制物品（例：麝香等）成分を含有する物品 - 食品医薬品安全処長の輸入不許可または有害通知を受けた品目もしくは外包装上成分表示が不明確な物品 - エフェドリン、ノルエフェドリン、シュードエフェドリン、エルゴタミン、エルゴメトリン含有 単一完製医薬品 ○ 健康機能食品が 6 本を超える場合、韓国内の医師の所見書などに基づき妥当な範囲内で要件確認を免除
医薬品		合計 6 瓶（6 瓶を超える場合は、医薬品の用法による 3 か月分の服用量）	
生薬（漢方薬）製剤	毛髪再生剤	100ml×2 瓶	○ 健康機能食品が 6 本を超える場合、韓国内の医師の所見書などに基づき妥当な範囲内で要件確認を免除
	製造丸	8g 入×20 瓶	
	多片丸、人参鳳凰	10 錠×3 箱	
	消炎剤	50 錠×3 瓶	
	求心丸	400 錠×3 瓶	
	消渴丸	30 錠×3 瓶	
	活絡丸、参片丸	10 錠	
白鳳丸、牛黄清心丸	30 錠		

### 4. 虚偽申告、滞納者に対する税金の徴収・処罰基準

税関長が賦課・徴収する内国税などの滞納が発生した場合、徴収の効率性などを考慮して必要と認められるときは、納税義務者の住所地（法人の場合は登記上の本店所在地）を管轄する税務署長が当該滞納額を徴収することができる<sup>37</sup>。

税関職員の質問に対し虚偽の陳述をしたり、職務の執行を拒否または忌避した者、不正な

<sup>36</sup> 輸入通関の事務処理に関する告示別表11

<sup>37</sup> 関税法第4条第2項

方法により輸入申告済証の交付を受けた者などに対しては、1,000万ウォン以下の罰金が科せられる（ただし、過失による違法行為の場合は200万ウォン以下）<sup>38</sup>。

また、滞納者に関する情報や、滞納額に関する情報（資料）を信用情報機関や信用情報提供者などに提供することができる<sup>39</sup>。

## 5. 輸入通関後の流通履歴管理

関税庁長が指定する「流通履歴申告物品」<sup>40</sup>を外国から輸入する者および韓国内で取引する者は、流通段階別取引内訳（流通履歴）を関税庁長に申告しなければならない（関税法第240条の2）。また、関税庁長が流通履歴申告義務者の流通履歴調査が必要であると認める場合には、税関職員が関連する資料や書類を閲覧することができる（関税法第240条の3）。

## 6. 出国・入国時の外国為替申告<sup>41</sup>

外国為替を韓国から輸出したり、韓国に輸入する場合には、外国為替取引法令および外国為替取引規程に定める手続に従わなければならない。外国為替を輸出入する際の申告義務などに違反した場合は、過料、懲役または罰金の処罰を受けることになる。

### (1) 出国時の外国為替申告

非居住者がUS \$ 1万以下の支払手段<sup>42</sup>を輸出する場合には申告は不要である。また、非居住者が直近の入国時に携帯して持ち込んだ範囲内の対外支払手段を携帯して出国する場合にも申告は不要であり、海外からの送金を受け取った場合や、海外で発行されたクレジットカードで引き出した場合、または対外勘定から引き出した場合であって、外国為替銀行の代表者による確認を受けた場合（確認証の携行）も申告は不要である。

ただし、外国人居住者が韓国内の労働所得を携帯して出国しようとする場合には、必ず外国為替銀行の代表者の確認を受けなければならない<sup>43</sup>、物品取引代金の支払い、資本取引対価の支払いなどについては、各取引に定める申告を行ったうえで携帯して出国することができる。

### (2) 入国時の外国為替申告

US \$ 1万以内の支払手段などを輸入する場合には、許可および申告が不要である。また、約束手形、信用状、為替手形を輸入する場合も申告や許可は不要である。ただし、これらを合計して米ドル換算でUS \$ 1万を超える外国通貨、韓国ウォン、小切手などの支払手段を携帯して入国する場合には、税関に申告する必要がある。ウォン建ての自己宛小切手についても同様である。

入国時に旅行者携帯品申告書の3番の外国為替申告の項目で「有り」にチェックをし、金額を記入して税関職員に提出し、現品確認後に必ず外国為替申告済証を受領しなければならない。

## 7. 携帯品の搬出申告

<sup>38</sup> 関税法第276条第4項

<sup>39</sup> 関税法第44条

<sup>40</sup> 輸入物品の流通履歴管理に関する告示別表1

<sup>41</sup> 韓国関税庁ホームページ「関税行政」参照

<sup>42</sup> 政府紙幣、小切手などをいう（外国為替取引規程第1-2条第34号）

<sup>43</sup> 外国為替取引規程第4-4条第1項

US \$ 600以上の価値のある高価な物品（例：高級時計、カメラ、毛皮類、ゴルフクラブなど）を出国時に携帯し、韓国に再搬入する場合には、出国時に「携帯品搬出申告（確認）書」を作成して税関長に提出する必要がある<sup>44</sup>。ただし、何度も繰り返し搬出入する物品であって、製造番号が税関に事前登録されている場合には、2回目以降、税関の申告手続を省略することができ、個人の携帯品ではない貴金属（例：金塊など）については、正式な輸出申告を行う必要がある。

---

<sup>44</sup> 旅行者および乗務員の携帯品通関に関する告示第53条

#### IV. 各記載内容の根拠法

---

---

#### 根拠規定【法令】

- 関税法【2025年11月11日施行】【法律第21134号 2025年11月11日他法改正】  
<<https://www.law.go.kr/LSW/lSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EA%B4%80%EC%84%B8%EB%B2%95#liBgcolor15>>
- 関税法施行令【2025年11月28日施行】【大統領令第35883号 2025年11月28日他法改正】  
<<https://www.law.go.kr/LSW/lSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EA%B4%80%EC%84%B8%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9#undefined>>
- 関税法施行規則【2025年10月31日施行】【企画財政部令第1146号 2025年10月31日他法改正】  
<<https://www.law.go.kr/LSW/lSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EA%B4%80%EC%84%B8%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99#undefined>>
- 外国為替取引法【2025年9月19日施行】【法律第20781号 2025年3月18日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/LSW/lSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EC%99%B8%EA%B5%AD%ED%99%98%EA%B1%B0%EB%9E%98%EB%B2%95#undefined>>
- 外国為替取引法施行令【2025年9月19日施行】【大統領令第35743号 2025年9月16日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/LSW/lSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EC%99%B8%EA%B5%AD%ED%99%98%EA%B1%B0%EB%9E%98%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9#undefined>>

---

---

#### 根拠規定【告示】

- 輸入通関の事務処理に関する告示【2024年9月10日施行】【関税庁告示第2024-43号 2024年9月10日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=5&subMenuId=41&tabMenuId=183&query=%EC%88%98%EC%9E%85%ED%86%B5%EA%B4%80%20%EC%82%AC%EB%AC%B4%EC%B2%98%EB%A6%AC%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%EA%B3%A0%EC%8B%9C#liBgcolor1>>
- 国際宅配便（宅配便）の輸入通関事務処理に関する告示【2023年10月11日施行】【関税庁告示第2023-58号 2023年10月11日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=5&subMenuId=41&tabMenuId=183&query=%ED%8A%B9%EC%86%A1%EB%AC%BC%ED%92%88#liBgcolor0>>
- 旅行者および乗務員の携帯品通関に関する告示【2024年2月15日施行】【関税庁告示第2024-7号 2024年2月15日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=5&subMenuId=41&tabMenuId=183&query=%EC%97%AC%ED%96%89%EC%9E%90%20%EB%B0%8F%20%EC%8A%B9%EB%AC%B4%EC%9B%90#liBgcolor0>>

- 
- 国際郵便物の輸入通関事務処理に関する告示【2023年12月12日施行】【関税庁告示第2023-63号 2023年12月12日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=5&subMenuId=41&tabMenuId=183&query=%EA%B5%AD%EC%A0%9C%EC%9A%B0%ED%8E%B8%EB%AC%BC%20%EC%88%98%EC%9E%85%ED%86%B5%EA%B4%80#liBgcolor0>>
  - 輸入物品の流通履歴管理に関する告示【2024年9月9日施行】【関税庁告示第2024-39号 2024年9月9日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=5&subMenuId=41&tabMenuId=183&query=%EC%88%98%EC%9E%85%EB%AC%BC%ED%92%88%20%EC%9C%A0%ED%86%B5%EC%9D%B4%EB%A0%A5%EA%B4%80%EB%A6%AC#liBgcolor0>>
  - 外国為替取引規程【施行2025年2月10日】【企画財政部告示第2025-4号 2025年2月10日一部改正】  
<<https://www.law.go.kr/admRulSc.do?menuId=5&subMenuId=41&tabMenuId=183&query=%EC%99%B8%EA%B5%AD%ED%99%98%EA%B1%B0%EB%9E%98%EA%B7%9C%EC%A0%95#liBgcolor0>>
-

小口貨物の通関・関税制度（韓国）

---

2025 年 12 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外ビジネスサポートセンター貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32